

久喜市 高齢者福祉計画・ 第8期介護保険事業計画

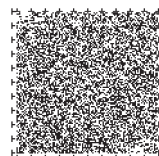
概要版



令和3年3月



久喜市
KUKI



■ はじめに



現在、わが国における高齢化は、世界に類をみないスピードで進行しており、2040年には、団塊ジュニア世代が65歳以上になるなど、今後さらに高齢化が進行することが見込まれています。

本市においても、令和2年4月1日の高齢化率が30.27%に達し、国全体や埼玉県全体を上回る数値となっています。

こうした状況を踏まえ、高齢者の介護を社会全体で支える制度として、平成12年4月に介護保険制度が始まり、開始から21年が経過した現在は、介護を必要とする高齢者の暮らしを支える制度として定着し、発展してまいりました。

本市はこれまで、介護予防の推進や地域包括支援センターの機能強化、介護施設等の整備、高齢者福祉サービス・介護サービスの充実などに取り組んでまいりました。

更に、令和2年公布の介護保険法の改正により、地域共生社会の実現を図るため、本市でも、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービスの提供体制の整備や取り組みを講ずることが、進められるところであります。

こうした状況を踏まえ、これまでの施策を継承しつつ、令和3年度から令和5年度までの3か年を計画期間とする「久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定いたしました。

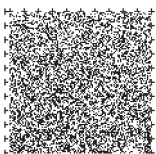
本計画は、「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で ^{けんこう} 健幸で 安心して 暮らせるまち」を基本理念とし、併せて「地域共生社会の実現と2040年への備え」を基本方針として、本計画の基本方針を具体化するため4つの基本目標を定めたところでございます。

私は、来るべき2040年を見据えつつ、高齢者をはじめ、今後、高齢期を迎える市民の皆様がいきいきと元気に暮らせるよう地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営を行うなど、地域共生社会の実現に向けて取り組んでまいりたいと存じます。

結びに、本計画の策定にあたり、高齢者実態調査やパブリックコメントにおいて多くの貴重なご意見やご提言を頂戴いたしました市民の皆様を始め、熱心にご審議をいただきました久喜市介護保険運営協議会委員の皆様、関係事業者の皆様に関心から感謝を申し上げます。

令和3年3月

久喜市長 梅田修一



計画の基本的な考え方

計画策定の背景・趣旨

本市では、平成30年3月に「久喜市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画」(計画年度:平成30年度から令和2年度まで)を策定し、「高齢者が安心して すこやかに いきいきと暮らせるまち・久喜」を目指して、各種施策を進めてきました。

このたび、計画終了に伴い新たに本市が目指すべき高齢者福祉及び介護保険制度の運営に関する基本理念を「高齢者が いつまでも 住み慣れた地域で ^{けんこう}健康で 安心して 暮らせるまち」と掲げるとともに基本目標を定め、具体的に取り組むべき施策を明らかにすることを目的に「久喜市高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画」を策定します。

今後は本計画を基本に、令和7(2025)年を見据えて、本市の地域特性を踏まえた上で地域包括ケアシステムを整備します。また令和22(2040)年も念頭に置き、高齢者人口や介護サービスのニーズを中長期的に見据えます。

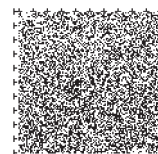
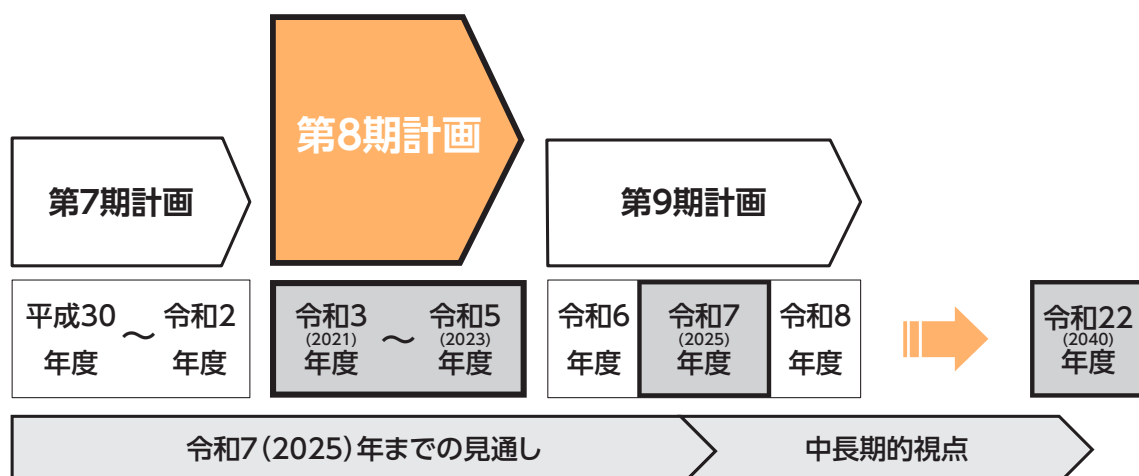
高齢者をはじめ、今後高齢期を迎える市民がいきいきと元気に暮らせるよう、生きがいづくり・社会参加の促進、健康づくり・介護予防の推進を図るとともに、安心・安全に暮らせるよう、地域福祉の推進や介護保険事業の円滑な運営を行うなど、様々な取り組みを計画的に進めていきます。

計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の8第1項に規定する「市町村老人福祉計画」及び介護保険法(平成9年法律第123号)第117条第1項に規定する「市町村介護保険事業計画」として策定します。また、本計画は本市及び埼玉県に関連計画との整合性を図ります。

計画の期間

本計画は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3か年を対象期間とします。



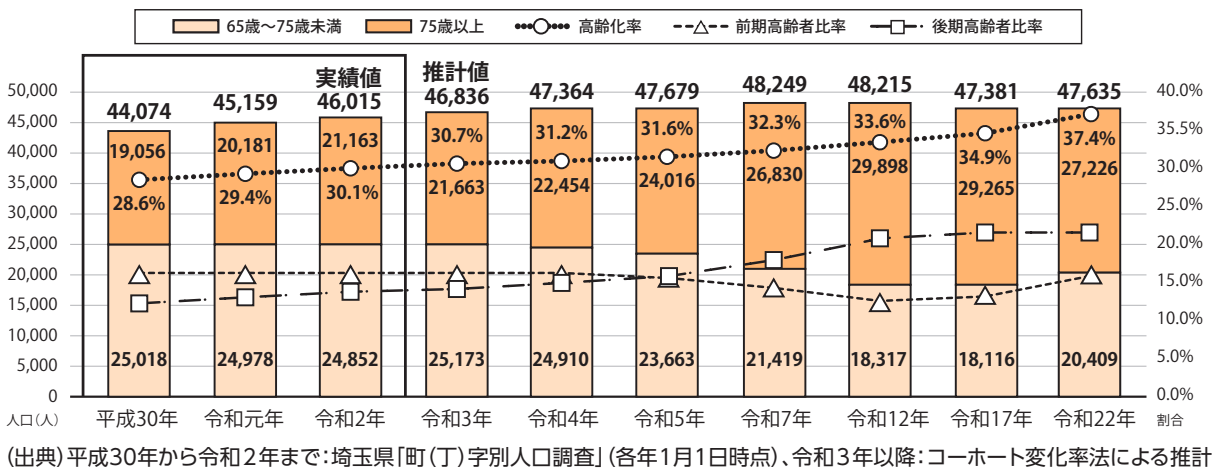
久喜市の現状

高齢者人口等の推移と今後の推計

令和2年1月1日現在の本市の65歳以上の人口は46,015人で、高齢化率は30.1%となっています。平成30年1月1日時点の本市の65歳以上の人口は44,074人(高齢化率28.6%)であり、年々増加し続けています。

高齢者数の増加は令和7(2025)年ごろにピークを迎え、以降は落ち着くと推計されますが、全体人口も減少することが見込まれるため、高齢化率は令和22(2040)年までに37.4%となり、より高齢化が進むことが予測されます。また、令和5(2023)年までには、後期高齢者割合が前期高齢者割合を上回ることが予測されます。

図1 久喜市の高齢者人口の推移

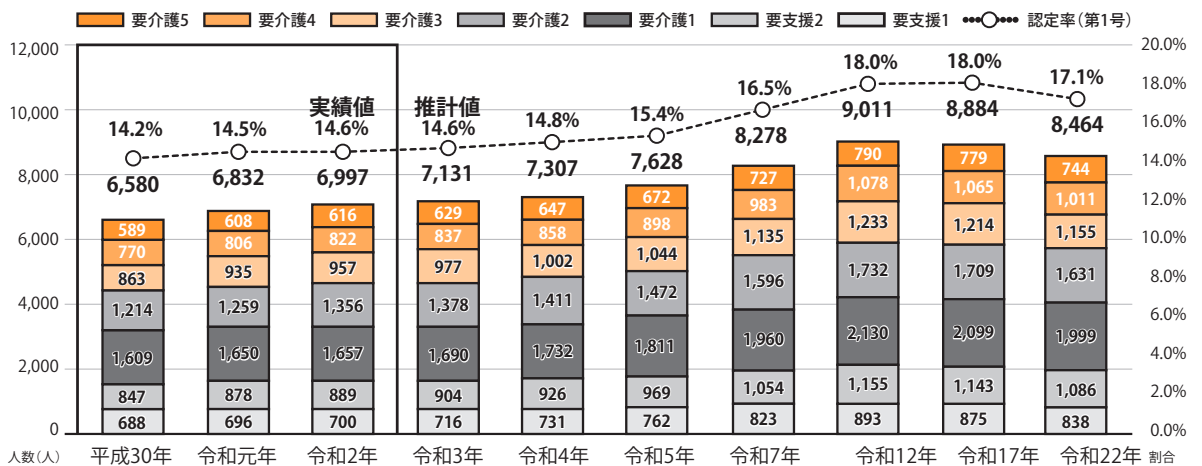


要支援・要介護認定者数の推移と今後の推計

本市の要介護認定者数は、令和2年9月末現在で6,997人(第1号被保険者6,799人、第2号被保険者198人)でした。高齢化の進展とともに、要介護認定者は今後も増加し続けるものと予測されます。令和3(2021)年度は7,131人(内、第1号被保険者6,930人)、令和7(2025)年度は8,278人(内、第1号被保険者 8,080人)になると見込まれます。

また、第1号被保険者の要介護等認定者が、第1号被保険者全体の人数において占める割合(認定率)は、令和2年9月末日時点で14.6%でした。令和3(2021)年度は14.6%、令和7(2020)年度は16.5%と推計され、高齢化率の上昇に伴い認定率も増加していくと予測されます。

図2 久喜市の要介護認定者数及びその推計



目指すところ

介護保険制度全体

令和2年公布の介護保険法の改正により、地域共生社会の実現を図るため、地域住民の複雑化・複合化した支援ニーズに対応する包括的な福祉サービス提供体制を整備する観点から、市町村の包括的な支援体制の構築の支援や地域の特性に応じた認知症施策や介護サービス提供体制の整備等の推進、介護人材確保及び業務効率化の取組の強化などを講ずることが今後進められます。

「地域共生社会」とは、高齢者介護、障害福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会のことです。人々の暮らしや地域の在り方が多様化している中、地域に生きる一人ひとりが尊重され、多様な経路で社会とつながり参画することで、その生きる力や可能性を最大限に発揮できる社会の実現が求められています。

第7期計画でも掲げた「地域包括ケアシステムの推進」に「介護予防・健康づくりの推進」と「介護現場の改善」をさらに併せて、これから来る2040年を見据えつつ事業に取り組みます。

本市の現状と課題

本計画の策定に先立ち、高齢者の生活実態や介護保険サービスに係るニーズ等を把握するため、アンケート調査を実施しました。その結果から、本市では以下の点が課題と考えられます。

●在宅生活の継続

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続していけるよう、在宅医療・介護連携の充実、高齢者福祉サービス・介護保険サービスのさらなる充実が求められています。

●社会参加の機会の提供

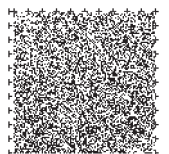
高齢者がいきいきとした暮らしを送るために、様々な社会参加の機会を提供し、高齢者の自立的な活動を支援することが求められています。

●認知症への対応

認知症の早期発見・対応に加え、地域における見守り体制の強化が求められています。

●介護分野で働く人材の確保と定着

今後も高齢者人口の増加とともに、要介護者数も増加する見込みのため、地域包括ケアシステムを支える介護人材の確保は急務となっています。



計画の基本理念・基本目標と施策の体系

基本理念

基本方針

基本目標

施策の方向性

主な取り組み内容

高齢者がいつまでも住み慣れた地域で
健康で安心して暮らせるまち

地域共生社会の実現と2040年への備え

1 地域の包括支援体制を整える
(地域共生社会を目指して)

- ① 地域ケア会議の推進
- ② 地域包括支援センターの体制の強化
- ③ 地域における支え合い活動の推進
- ④ 在宅医療・介護連携の推進
- ⑤ 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発

- 地域ケア会議の推進
- 地域包括支援センターの体制の強化
- 地域における支え合い活動の推進
- 在宅医療・介護連携の推進
- 認知症高齢者・家族等への支援と普及啓発

2 健康でいきいきとした暮らしを支える

- ① 生きがいづくりの推進と就労支援
- ② 社会参加活動の支援
- ③ 健康長寿のための健康づくりの推進
- ④ 高齢者福祉サービスの充実
- ⑤ 高齢者の居住安定に係る施策との連携

- 高齢者大学
- 高齢者スポーツ・レクリエーション活動
- 就労支援
- 彩愛クラブ(老人クラブ)
- 地域住民とのふれあい活動・ボランティア活動
- 多世代間交流の推進
- 健康長寿のための健康づくりの推進
- 高齢者の生活支援のための事業
- 高齢者の安心のための事業
- 高齢者の生活を支える高齢者福祉施設等のサービス
- 高齢者の居住安定に係る施策との連携

3 安心・安全のまち

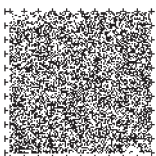
- ① 高齢者の権利擁護・虐待防止
- ② 災害対策・単身高齢者等対策
- ③ 感染症に対する備え
- ④ 高齢者にやさしいまちづくり

- 高齢者虐待の防止
- 成年後見制度の利用促進
- 防犯・消費者保護などの対策
- 多様な相談体制の整備
- 苦情に対する対応
- 地震などの災害に備える対策
- 災害時要援護者避難支援の充実
- 単身・高齢者のみ世帯の安心を確保する対策
- 感染症に対する備え
- バリアフリー・ユニバーサルデザインのまちづくりの推進
- 高齢者の外出を支える公共交通の維持・充実など

4 充実したまちが

- ① 介護保険施設・サービスの充実
- ② 地域支援事業の充実
- ③ 自立支援・重度化防止等に向けた取り組み
- ④ 介護保険サービスの質の確保と向上・人材の確保と育成

- 介護サービス量の見込み
- サービス基盤の整備目標
- 介護予防・日常生活支援総合事業
- 包括的支援事業
- 任意事業
- 介護予防ケアマネジメント
- 住民主体による介護予防事業の実施
- リハビリテーションサービス提供体制の構築
- 相談・支援体制の強化
- 人材確保の支援と業務の効率化
- 介護サービス情報の公表
- 介護サービス事業者への適正な指導・監督
- 介護保険給付適正化の取り組み



第8期介護保険事業の推進

総給付費等の見込み

介護給付費と介護予防給付費を合わせた総給付費に、特定入所者介護サービス費等給付費、高額介護サービス費等給付費、高額医療合算介護サービス費等給付費、審査支払手数料を加えて算出した標準給付費は、令和3(2021)年度から令和5(2023)年度までの3年間で324億7,229万2,000円となることが見込まれます。

また、標準給付費に地域支援事業費を加えた合計額は、3年間で341億6,642万1,000円となることが見込まれます。

総給付費等の見込額

単位:千円

	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	第8期 計画期間計	令和7 (2025)年度
介護給付費+介護予防給付費 (a)	9,830,956	10,141,830	10,510,932	30,483,718	11,678,724
特定入所者介護サービス等給付費 (b)	326,636	321,435	349,464	997,536	390,523
高額介護サービス費等給付費 (c)	264,540	286,026	314,529	865,095	333,299
高額医療合算介護サービス費 等給付費 (d)	33,884	35,520	37,682	107,087	40,069
審査支払手数料 (e)	6,094	6,244	6,518	18,856	7,080
標準給付費 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)	10,462,111	10,791,055	11,219,125	32,472,292	12,449,694
地域支援事業費 (f)	559,564	552,949	581,616	1,694,129	638,644
計 (a)+(b)+(c)+(d)+(e)+(f)	11,021,675	11,344,004	11,800,741	34,166,421	13,088,338

※1,000円未満の端数処理の関係で、金額の合計と内訳が一致しない場合があります。

利用者の負担軽減に関する施策

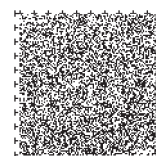
低所得者等の方が介護サービスを利用しやすいように、利用者負担について軽減措置を講じる支援策を独自に実施します。

利用者負担の助成制度

居宅介護サービスを利用している低所得者に対し、経済的負担を軽減することを目的に、利用者負担の助成を行います。

支給限度額の上乗せ助成制度

区分支給限度基準額を超えて居宅介護サービスを利用すると、超過利用分については通常は全額自己負担となりますが、超過利用分の一部に対して助成を行います。



第1号被保険者の保険料所得段階の設定

低所得者に配慮した保険料設定とするため、全部で15段階の所得段階設定とします。

第7期計画期間 【平成30年度～令和2年度】			第8期計画期間【令和3(2021)年度～令和5(2023)年度】			
段階	区分	基準額に 対する割合	段階	区分	基準額に 対する割合	介護保険料 年額
1	同右	0.45	1	・生活保護受給者の方 ・高齢福祉年金受給者で、世帯全員が住民税非課税の方 ・世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.30	18,500円
2	同右	0.65	2	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超120万円以下の方	0.40	24,700円
3	同右	0.7	3	世帯全員が住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円超の方	0.65	40,200円
4	同右	0.83	4	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	0.80	49,500円
5	同右	1.0	5	世帯の誰かに住民税が課税されているが本人は住民税非課税の方で、前年の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円超の方	1.00	61,900円
6	同右	1.1	6	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円未満の方	1.15	71,200円
7	同右	1.25	7	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が125万円以上200万円未満の方	1.35	83,600円
8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上400万円未満の方	1.5	8	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上300万円未満の方	1.55	95,900円
			9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が300万円以上400万円未満の方	1.70	105,200円
9	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上600万円未満の方	1.78	10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が400万円以上500万円未満の方	1.80	111,400円
			11	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が500万円以上600万円未満の方	1.90	117,600円
10	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上の方	1.85	12	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が600万円以上800万円未満の方	2.00	123,800円
			13	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が800万円以上1,000万円未満の方	2.10	130,000円
			14	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,000万円以上1,500万円未満の方	2.30	142,400円
			15	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が1,500万円以上の方	2.50	154,800円

なお、第8期計画期間の保険料基準月額は5,161円、令和7(2025)年度における保険料基準月額は、6,300円から6,800円程度になると見込まれます。

また、第1段階から第3段階までの保険料額については、公費投入により金額が軽減されています(上記表の額は、軽減後の金額となります)。

発行 久喜市 編集 久喜市福祉部介護保険課

〒346-8501 埼玉県久喜市下早見85番地の3

TEL 0480-22-1111(代) FAX 0480-22-3319 Eメールアドレス kaigohoken@city.kuki.lg.jp

この印刷物は600部作成し、1部あたりの単価は約200円です。